

京都市公共工事に係る前払金に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月12日

京都市長 門川大作

京都市規則第70号

京都市公共工事に係る前払金に関する規則の一部を改正する規則

京都市公共工事に係る前払金に関する規則の一部を次のように改正する。

本則中「4割」を「当該総務省令で定めるところにより、当該割合に3割以内の割合を加えて得た割合」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月15日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市公共工事に係る前払金に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(行財政局財政部契約課)